

指名停止状況

(令和3年10月19日現在)

| 業 者 名 | 住 所 | 停 止 期 間 | 停 止 理 由 |
|---------|------------------------------|----------------------|---|
| (株)与志建設 | 千葉県花見川区犢橋町1551番地1 | 令和3年9月24日～令和3年10月23日 | 同社は、令和2年3月16日に、千葉県花見川区犢橋町でスレート屋根の修理作業を行うにあたり、踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないのに、その措置を講じていなかったことから、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和2年11月27日付けで罰金刑に処せられた。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、千葉県知事から令和3年9月2日付けで、指示処分を受けた。 |
| ニッタン(株) | 東京都渋谷区笹塚一丁目54番5号 | 令和3年9月24日～令和3年10月23日 | 同者の使用人は、当該業者が一次下請として施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校(19)電気設備改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。 |
| (株)朝日鑑定 | 千葉県松戸市新松戸1丁目374番地 政和ビル503 | 令和3年10月19日～令和4年1月18日 | 同者は、本市発注の「流山市固定資産(家屋)評価補助業務委託」の指名競争入札において、令和3年10月15日に落札者と決定されたが、仕様書の一部を見落とし、業務の遂行が困難との理由により同月18日に当該案件の契約辞退届を提出した。 |